

事務連絡
令和3年1月13日

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長

〕 殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた対応について（依頼）

本日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、本日開催された第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添につきまして傘下会員事業者に周知頂き、特に今回、緊急事態措置を実施すべき区域として追加された栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の会員事業者に対しましては、1月8日付事務連絡による各種取組の実施の徹底に取り組んで頂きますよう、周知をお願いいたします。

（別添）第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言